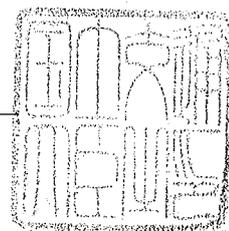


国海員第 25 号  
平成 30 年 4 月 18 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣  
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 303 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
三洋マリン株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
株式会社三興マリンサービス	神奈川県横浜市金沢区大川7番1-322号
幸洋汽船株式会社	愛媛県今治市別宮町八丁目2番35号